

～ 給付内容の改定のお知らせ ～

- ・改定実施日は2017年2月1日です。
- ・給付に関する改定は、2017年2月1日以降の事由発生から適用します。

◎ 5日未満の入院も給付対象となります

病気でも、ケガでも、**1日以上**の入院をしっかり保障!!
 支払額 = 入院日数 × 給付日額(1口あたり1,000円)
 4日未満の入院の場合は**4日分**をお支払いします。



移行措置のお知らせ

退院日が2017年2月1日以降で、2017年1月29日から1月31日までに開始した入院は、入院日数が5日未満であっても給付請求してください。

◎ 精神障害による免責の一部が給付対象となります

病気入院のとき

精神障害にかかる免責のうち、被保険者の**精神作用物質依存症候群、人格障害、知的障害**を原因とする病気入院が給付対象となります。

ケガ入院のとき

精神障害にかかる免責のうち、被保険者の**統合失調症、統合失調症型障害、人格障害**を原因とする事故による入院が給付対象となります。

◎ 入院給付金請求の「入院を証明する書類」は、条件付きで簡略化できます

退院後の請求で入院日数が20日以内の場合は、「入院を証明する書類(入院証明書等)」の代わりに、次の「申告書類①②」により入院給付金を請求することができます。

「給付金請求書」に添付する「申告書類」

- ①保険契約者が記入する共済会所定の「入院申告書」
- ②医療機関が発行する「入院費の領収書(入院期間が分かるもの)」(写し)

～ 加入口数の改定のお知らせ ～

- ・改定実施日は2017年2月1日です。
- ・口数に関する改定は、加入団体の2017年2月1日以降の更新日より適用します。

◎ 回数^①の加入制限の緩和で、加入しやすくなります

年齢による加入口数制限を撤廃します

基本契約と災害割増契約の加入口数は、満46歳以上の方でも増口申込みすることができます。

- ※「健康状態の質問事項」に該当する場合は、基本契約の任意増口および任意加入は申込みできません。
- ※基本契約、災害割増契約の申込みできる口数は、所属する団体ごとに定められております。

加入年数による加入口数制限を撤廃します

新規加入時から、一律加入口数と任意加入口数を合わせて最高12口まで加入申込みすることができます。

- ※「健康状態の質問事項」に該当する場合は、基本契約の任意増口および任意加入は申込みできません。
- ※基本契約、災害割増契約の申込みできる口数は、所属する団体ごとに定められております。

保険契約者の口数までとしたご家族の加入口数制限を撤廃します

基本契約の加入口数は、保険契約者の加入口数を超えて加入申込みすることができます。

- ※基本契約の申込みできる口数は、所属する団体ごとに定められております。

通院契約の加入口数制限を緩和します

基本契約の加入口数に関わりなく、最高3口まで加入申込みすることができます。

- ※通院契約の申込みできる口数は、所属する団体ごとに定められております。
- ※保険契約者は、一律加入口数の契約が必要となります。

「健康状態の質問事項」を変更します

健康状態の質問事項を、より明確でわかりやすい表現にします。

この資料は、保険業法に定める認可特定保険業者が行う団体型医療保険の改定説明資料です。
詳細はご契約の手引き（契約概要、注意喚起情報）をご覧ください。

ハピネス共済会

一般財団法人 ハピネス共済会

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ2階
TEL 019-652-3195 FAX 019-654-7262
<http://www.happiness.or.jp>

☎0120-413816
ヨイサーハイロー
受付時間 9:00~17:15(土日祝日・年末年始等を除く)